

長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、「長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定業務委託」（以下本業務という。）に適用する。なお、特記仕様書に記載されていない事項は、長崎県土木部監修「土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（平成21年4月版）」（以下共通仕様書という。）によるものとする。ただし、共通仕様書中の「長崎県土木部」とあるのは「長崎市」と、「発注者」とあるのは「委託者」と、「受注者」とあるのは「受託者」と、「成果品」とあるのは「成果物」と読み替えるものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、長崎駅周辺土地地区画整理事業の実施により、新たなまちが形成される長崎駅周辺地区において、「長崎駅周辺まちづくり基本計画」（平成23年2月策定）や「長崎市地球温暖化実行計画」（平成21年3月策定）などに基づく、新エネルギーの利活用や省エネルギー機器の導入、交通機関の利便性向上など低炭素型のまちづくりに向けて先導的に取り組むことで、環境負荷の少ないまちづくりを目指すものである。

平成22年度では、低炭素型まちづくりに向けた基本方針や施策メニューなど基本的な計画の方向性について検討を行ったが、平成23年度は、官民一体となったシステム構築や周辺地区との連携方策等について検討を進めるとともに、モデル街区におけるケーススタディ等を実施することにより基本計画案の具体化及び拡充を行う。

(関係法令及び条例の遵守)

第3条 業務にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(対象範囲)

第4条 本業務の対象区域は、長崎駅周辺土地地区画整理事業施行区域(面積約19ha)とする。

(委託期間)

第5条 契約締結日から平成24年2月29日(水)まで

(業務計画)

第6条 受託者は、契約締結日より15日以内に業務計画書を作成し、作業開始前に承諾を受けなければならない。また、業務計画を変更する場合も同様とする。なお、計画工程表については、契約後(契約日を含む。)7日以内に委託者へ提出しなければならない。(ただし、7日以内に業務計画書が提出される場合は、業務計画書内の工程表を計画工程表に代えることができる。)

(配置技術者の資格等)

第7条 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

- (1) 管理技術者〔共通仕様書第1106条関係〕下記のいずれかを有する者
 - ア 技術士(建設部門、環境部門)
 - イ R C C M(都市計画及び地方計画部門)
- (2) 照査技術者〔共通仕様書第1107条関係〕下記のいずれかを有する者
 - ア 技術士(建設部門、環境部門)
 - イ R C C M(都市計画及び地方計画部門)
- (3) 担当技術者は下記のいずれかを有する者
 - ア 技術士(建設部門、環境部門)
 - イ R C C M(都市計画及び地方計画部門)
- (4) 本業務では、照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第8条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 基本計画案（H22検討）の具体化、拡充

平成22年度に検討した基本計画案について、下記の検討項目の結果を踏まえながら具体化や拡充を図る。

ア 官民一体となったシステム構築に向けた検討

低炭素型のまちづくりを公共と民間が一体となった連携のあり方や具体的なシステム（地域熱供給事業など。）を構築するための官民一体となった組織などについて検討する。

イ 周辺地区との連携方策の検討

対象地区の周辺で計画、検討が進められる個別事業（新県庁舎建設計画など。）について、事業主体へのヒアリングや意見交換等を実施しながら、本計画の施策メニューとの連携の可能性や具体的な方策等について検討する。

ウ 地区のまちづくりルール等への反映方法の検討

計画の実行性を担保するため、地区のまちづくりルールへの反映方法等について検討する。

エ モデル街区におけるケーススタディの実施

対象地区内において、モデル街区を設定し建築物や施設等を想定したケーススタディを実施することにより、施策メニューの実施可能性や効果等について検証する。

(2) 長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定会議の運営支援

本業務を実施するにあたり、「長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定会議」（以下策定会議という）と協議、調整を行うものとし、その回数は、当初、中間、最終の計3回を基本とする。策定会議の招集、会場手配については委託者が行い、受託者は策定会議の資料作成及び人件費に係る費用を負担とすることとする。

<参考>

長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定会議のメンバーは、長崎市・長崎県の関係部課長、地権者及びアドバイザーで構成され、人数は20人程度の規模である。人件費については、下記程度を想定している。

ア アドバイザー謝礼金 @6,000円×5人×3回分 90,000円

イ アドバイザー交通費 @560円×5人×3回分 8,400円

(打合せ等)

第9条 本業務を実施するにあたり、受託者は委託者と十分に打合せ等を実施するものとする。打合せの回数は、業務着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を基本とするが、必要の際は随時協議するものとする。

(資料の貸与)

第10条 資料は下記のとおりとする。

(1) 委託者は本業務に必要な資料を受託者に貸与するものとするが、その使用については責任を持って管理し、汚損、紛失等のないよう万全の注意を払い、使用後は、遅滞なく委託者に返還しなければならない。また、借用書又は受領書を提出することとする。なお、貸与した資料の取扱にあたり、重大な過失が生じた場合は、受託者がその責を負うものとする。

(2) 貸与資料は次のとおりとする。

ア 平成22年度長崎駅周辺低炭素型まちづくり計画策定業務委託報告書

イ その他必要と認める書類

第3章 成果物

(照査の実施)

第11条 照査は下記のとおり行う。

- (1) 照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について監督職員と協議のうえ作成するものとする。
- (2) 成果物の照査については、下記のとおり行うものとする。

本業務における基本事項の照査は、「設計図書の照査ガイドライン(案)」(九州地方整備局：平成19年4月)に基づき実施し、照査結果を監督職員に提出するものとする。

(成果物)

第12条 成果物は下記のとおりとする。

- (1) 報告書は2部(A4)とする。

ア 印刷製本 1部

イ バインダー綴じ 1部

なお、同時に報告内容を電子化(Word及びExcel、PDF等)し、CD-ROM等により納品する。

ウ その他監督職員が必要と認める書類

- (2) 提出先は、長崎市都市計画部長崎駅周辺整備室とする。

- (3) 成果物は、全て委託者の所有とし、委託者の承認を受けないで他に広報、貸与使用等をしてはならない。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。

(手直し)

第14条 受託者は、業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(その他)

第15条 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合、出典名を報告書に記載すること。